

役員報酬等規程

一般社団法人予防衛生協会

(平成25年4月1日制定)

一般社団法人予防衛生協会 役員報酬等規程 (平成25年4月1日制定)

(目的及び意義)

第1条

当規程は、一般社団法人予防衛生協会（以下、「当法人」という）の定款第5章第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条

当規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
なお、報酬等は、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条

当法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が使用人を兼務する場合は、職員給与規程に基づく給与等を支給し、役員としての報酬等は支給しない。

2 常勤役員の報酬は月額とすることとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条

当法人の常勤役員の報酬総額（賞与を含む）は総会で決定し、別表第1「常勤役員の報酬総額」に明確にし、各々の役員の報酬額は、決定された「報酬総額」の範囲内で、総会において別に定

める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 非常勤役員に対する報酬基準は、総会で決定し別表第2「非常勤役員の報酬基準」に明確にする。

3 常勤役員に対する退職手当基準は、総会で決定し別表第3「常勤役員の退職手当の算出基準」に明確にする。

4 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条

報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあつては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条

報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条

役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条

当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条

当法人は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条

当規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

当規程は、一般社団法人予防衛生協会の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	1,000万円
-----------	---------

別表第2 非常勤役員の報酬基準

非常勤役員の報酬基準	理事会出席等、必要の都度、謝金として一人2万円以内
------------	---------------------------

別表第3 常勤役員の退職手当の算出基準

(算出数式) 報酬月額×在職年数×係数	
退職手当の額は、退職の日における報酬月額に、常勤役員として報酬の支給を受けた勤続期間を次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	
1	勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
2	勤続5年を超える期間については、勤続期間1年につき100分の140
3	各号において1年に満たない期間については、月割りで計算し加算するものとする。